

## 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、育児や介護などの家庭と仕事の両立できる制度など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を道が登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みの促進を図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、企業とは、道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人をいう（国及び地方公共団体を除く）。

### (登録制度)

第3条 この要綱に定める北海道あったかファミリー応援企業登録制度は、企業における男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進するため、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を登録するものとする。

### (申請)

第4条 前条の登録を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、北海道あったかファミリー応援企業登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

### (登録基準)

第5条 知事は、申請者のうち、次の要件を全て満たす企業を登録するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
- (2) 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号））に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること。
- (3) 一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

### (審査)

第6条 知事は、申請書の書類審査を行った上で、必要に応じて申請者に対し訪問などによるヒアリング調査を実施するものとする。

### (登録)

第7条 知事は、申請者が前条の審査の結果、登録基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録した場合は、申請者に北海道あったかファミリー応援企業登録証（第3号様式）を交付するとともに、企業名、行動計画の内容等について、道のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

3 前項による登録を受けた申請者（以下「登録企業」という。）は、別に定めるところによりシンボルマークを使用できるものとする。

4 知事は、前条の審査の結果、不適合と認めるときは、理由を付してその旨を第4号様式により、当該申請者に通知するものとする。

### (有効期間)

第8条 登録企業の有効期間は、一般事業主行動計画の計画期間の終了の日までとする。

2 登録企業は、有効期間の満了日までに更新の申請をすることができる。

### (変更の届出)

第9条 登録企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに北海道あったかファミリー応援企業登録事項変更届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所
- (4) 一般事業主行動計画

(登録の辞退)

第10条 登録企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに北海道あつたかファミリー応援企業登録辞退届（第6号様式）により、知事に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、登録企業が登録基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、前条の登録辞退届を提出したとき、その他登録企業として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すものとし、第7号様式により登録企業に通知するものとする。

(報告)

第12条 知事は、必要があるときは、登録企業に対し、一般事業主行動計画に係る取組の状況に関し報告を求めることができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、経済部労働政策局雇用労政課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年8月4日から施行する。

この要綱は、平成24年5月2日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。